

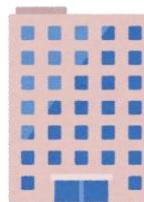
# 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用等

- 1:電子認証登記所及び民間認証局発行の電子証明書に加え、公的個人認証サービスによる電子証明書の利用を認める。これにより、電子証明書の取得手続や費用が不要となる。
- 2:現行、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書については、証明すべき事項を「氏名」のほかに「事業の名称(商号)」、「事業の所在地(本店所在地)」、「職名」、「部門」及び「部門の所在地」としているが、これを「氏名」のみの証明に緩和する。

## 従前の電子証明書の添付

### 申請手続に要する作業・費用

- ① 専用ソフトのダウンロード
- ② 専用ソフトによる鍵ペアファイルの作成
- ③ 申請書の作成
- ④ 登記簿等の申請書添付資料の準備
- ⑤ 申請書と鍵ペアファイルを保存した媒体の提出
- ⑥ 手数料の納付(有効期間12か月で7,900円)
- ⑦ 専用ソフトでの電子証明書のダウンロード



認証局

### 証明を求める事項について

・「氏名」以外の証明事項は、認証局によって異なる。  
⇒証明を求める事項をすべて満たしていない認証局の電子証明書は利用不可。

### 使用者

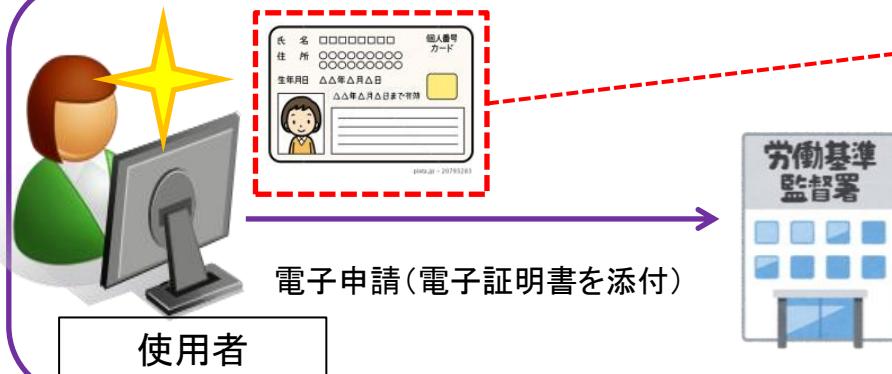


②電子証明書の発行

③電子申請(電子証明書を添付)



## 取組内容1：公的個人認証サービスによる電子証明書の添付

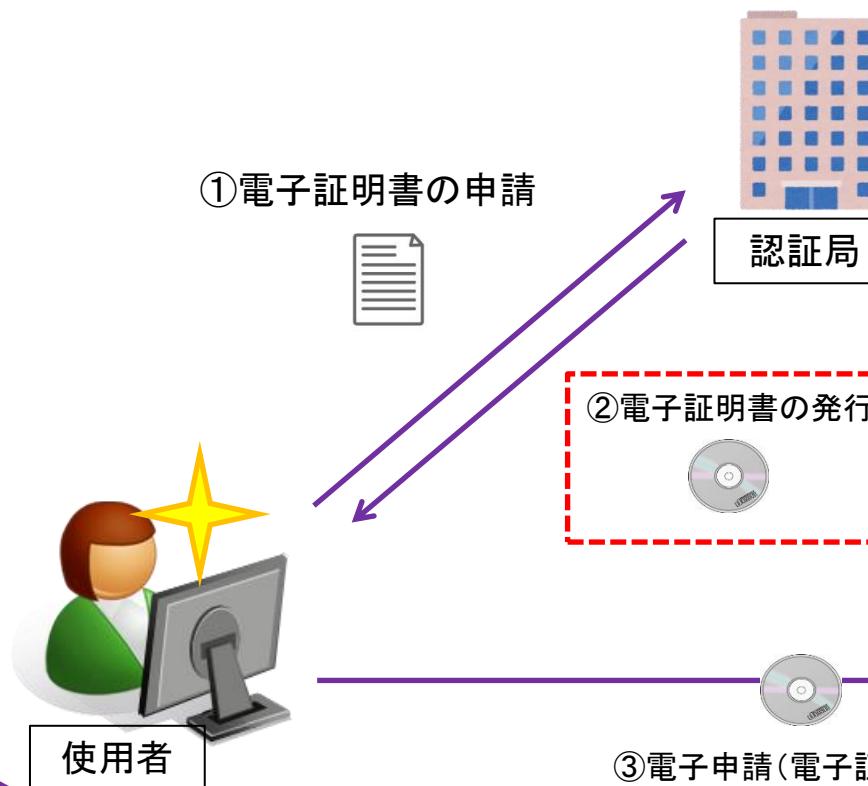


メリット！！

- ① 申請手続は不要
- ② 費用は不要
- ③ 有効期間は5年

⇒これまで紙申請していた使用者が、新たに電子申請を利用することが期待される。

## 取組内容2：認証局による電子証明書の添付



メリット！！

証明すべき事項は「氏名」のみで可。これにより使用者が使用可能な電子証明書が増加。  
⇒「氏名」のみ証明する認証局発行の電子証明書を持つ使用者が、電子申請に移行することが期待される。

基政発1201第1号  
基監発1201第1号  
基賃発1201第1号  
平成29年12月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働条件政策課長  
監督課長  
賃金課長  
(契印省略)

労働基準法及び最低賃金法の規定に基づく届出等に係る  
電子申請の更なる利用促進について

事業者が行政機関において行う申請や届出等の行政手続については、第14回規制改革推進会議（平成29年3月29日開催）において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（別添1参照）が取りまとめられ、国の行政機関等が所管する申請や届出等の行政手続について、手続の電子化等により、今後、原則3年間で事業者の行政手続コスト（作業時間）を20%削減するための取組を行うこととされ、また、平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」（別添2参照）においても、当該取組を積極的かつ着実に進めることとされた。

これを受け、厚生労働省においては、「『行政手続コスト削減』のための基本計画」（別添3参照）を策定し、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく申請、届出、報告等（以下「労働基準法の届出等」という。）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づく申請等（以下「最低賃金法の申請等」という。）の行政手続については、電子申請の更なる利用促進を強力に推し進めることにより、事業者の行政手続コストの20%削減を図ることとしたところ、その具体的取組については下記によることとした（最低賃金法の申請等については下記1、3及び4を除く。）ので、その実施に遺憾なきを期されたい。

## 記

- 1 社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」という。）が提出代行を行う際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略

平成 29 年 11 月 27 日付け基発 1127 第 1 号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」及び平成 29 年 11 月 27 日付け基政発 1127 第 1 号・基監発 1127 第 1 号・基安計発 1127 第 1 号「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」により指示したところに基づき、適切に対処すること。

- 2 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用及び利用可能な認証局の拡充

労働基準法の届出等及び最低賃金法の申請等を電子申請により行う場合、従来より、使用者はその役職等に応じ、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書において、使用者の「氏名」のほか、「事業の名称（商号）」、「事業の所在地（本店所在地）」、「職名」等についても証明することを求めているところである。

今般、電子申請の利用促進の観点から、以下の取組を実施することとしたので、適切に対処すること。

- (1) 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

労働基準法の届出等及び最低賃金法の申請等を電子申請により行う場合、マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」という。）を利用した公的個人認証サービスによる使用者の電子証明書の添付がなされた電子申請について、所轄労働基準監督署への到達日が平成 29 年 12 月 1 日以降のものについては、有効な届出として取り扱うこと（別添 4 参照）。

この際、マイナンバーカード等を利用した公的個人認証サービスによる使用者の電子証明書の添付がなされた電子申請を受けた所轄労働基準監督署は、平成 29 年 12 月 1 日付け基発 1201 第 1 号「労働基準行政情報システムに係る事務処理手引（電子申請関連編）の改訂について」の別添「労働基準行政情報システム事務処理手引 電子申請関連編」（以下「事務処理手引」という。）に基づき、適切に受理すること。

なお、上記 1 により、社労士等が提出代行により電子申請を行う場合においては、社会保険労務士の電子証明書は、マイナンバーカード等を利用した公的個人認証サービスによる電子証明書では社会保険労務士の資格を

有する者であることを確認できないため、当該資格を有する者であることを確認できる電子証明書（平成 29 年 11 月 30 日現在、社会保険労務士資格を確認できる電子証明書はセコムトラストシステムズ株式会社発行の社会保険労務士電子証明書に限られる。）の添付が必要であることに留意すること。

- (2) 電子認証登記所等が発行する電子証明書により証明を求める事項の緩和所轄労働基準監督署への到達日が平成 29 年 12 月 1 日以降の電子申請については、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書により証明を求める事項についても、使用者の役職等にかかわらず、「氏名」が証明されている場合には、有効な電子証明書の添付がなされた届出として取り扱うこと（別添 4 参照）。

この際、「氏名」のみを証明した使用者の電子証明書の添付がなされた電子申請を受けた所轄労働基準監督署は、事務処理手引に基づき、適切に受理すること。

3～6 (略)

別添 1～4 (略)